

京都市立芸術大学共有工房規程

(令和6年3月29日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）における共有工房に関し、必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において共有工房とは、別表1に掲げるものをいう。

(委員会)

第3条 共有工房に関する事項については、京都市立芸術大学美術学部委員会規程に定める、共有工房運営委員会が審議する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、共有工房の管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

名称	棟	該当設備
立体加工系共有工房	I 棟 1 階	メタルワークショップ
		ウッドワークショップ
		プラスチックワークショップ
		ペイントブース
		モデリングルーム 1
		モデリングルーム 2
コンピューター関連	C 棟 4 階	実習室 1
		実習室 2
		実習室 3
		実習室 4
		管理室
映像スタジオ	D 棟 2 階	フォトスタジオ D